

平成17年(2005年)7月28日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市男女共同参画審議会
会 長 原 敦 子

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第1号に基づく
諮問について(答申)

平成17年4月21日付けで札幌市長から諮問された事項について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について

2 結 論

札幌市男女共同参画センター使用料の女性料金区分を廃止し、料金体系の一本化を図ること。

また、女性料金区分の廃止に伴い、男女共同参画の理念を持ち活動する団体に対する支援策等を検討すること。

3 理 由

札幌市男女共同参画センターは、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、平成15年9月に開館した。

同センターの利用者は年間30万人を超え、利用率も約80%と高く、男女共同参画を推進する活動拠点として多くの市民に利用されている。利用目的は、学習活動やサークル等による趣味の活動が大半を占めているが、良好な立地条件から企業や営利活動の割合も1割程度に達している。

また、同センターの料金体系は、一般料金と女性料金に区分されている。女性料金区分は、原則女性のみで利用する場合に適用され、それ以外はすべ

て一般料金区分の対象となる。この他に営利目的により使用する場合や入場料金の徴収の有無によっては 10 割・20 割の割増加算があり、最高額では一般料金の 3 倍の料金が適用されている。

今回、同センター開館から 1 年半が経過し、利用者から同センターの利用に関する意見や要望があり、中でも料金にかかわる声も寄せられたことから、男女共同参画センターにふさわしい料金体系のあり方について諮問され、当審議会として検討した結果は、次のとおりである。

(1) 女性料金区分は廃止し、一般料金区分のみとする

- ① 女性料金区分は、札幌市婦人会館の開館時(昭和 37 年、1962 年)に、女性の社会的活動及び施設の積極的利用を促進する目的で導入したものである。近年、女性の地位及び社会参加はかなり向上し、男女の経済的格差や女性に対する差別的取り扱いがすべて解消されるまでには至っていないものの、女性料金区分を導入した当時と比較すると一定の改善が図られている。
- ② 施設の利用料金は、受益者(利用者)が平等に負担することが望ましい。
- ③ 同センターの利用料金は、市内の民間施設や類似の公共施設と比較しても低廉である。また、他の市有施設では女性料金制度を導入していない。
- ④ 同センターの設置目的を考えると、市民及び利用者に対して性差による差別があるような誤解を与えるおそれがある料金設定は適当ではない。

(2) 男女共同参画センターにふさわしい料金のあり方

- ① 女性料金区分を廃止し一般料金区分のみとするが、同センターの設置目的を踏まえ、男女共同参画の理念を持ち活動する団体に対する支援策等を検討すること。
- ② 利用申込方法の改善など、利用者の利便性を向上するような対応策を検討すること。
- ③ 企業や営利活動を目的とする利用については、同センターの設置目的を妨げないような対応策を検討すること。
- ④ 市民アンケートの結果、同センターの認知度が低かったことを踏まえ、より積極的な広報活動を展開し、市民の認知度向上に努め、同センターの有効利用を図ること。